

# いじめ防止基本方針

静岡県立富士東高等学校

令和7年4月

## 第1章 基本的な方針

### (1) いじめの定義

いじめとは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

### (2) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも起こりうるものである。また、多くの生徒は、これまでの就学期間において嫌がらせや意地悪等の暴力を伴わないいじめをいじめられる側といじめる側の双方で経験しているという調査結果(国立教育政策研究所)がある。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせることがある。

さらに、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動など学校内で所属する集団に、規律を守れないとか問題を隠すといった雰囲気がある場合があること、観衆としてはやし立てたり面白がったりする者がいたり、傍観者として周りで見ても見ぬ振りをする者がいたりする場合があることにも注意する必要がある。

### (3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。同時に、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応を取る。

いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、いじめへの対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することを重視した対応を行う。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが重要となる。家庭、地域と連携しながら健やかでたくましい生徒を育て、心の通い合う暖かな人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てる教育を実践していく。

以上のことを実践するために、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、関係機関との連携を重視しながらいじめに関する対策を行っていく。

## 第2章 いじめ防止対策委員会の設置

### (1) 構成員

本委員会を教頭及び生徒課員を持って構成し、委員長を教頭とする。

また、委員会の役割・業務を円滑に遂行するため、必要に応じて次の者を構成員に加えることができる。

教務課長、保健主事、学年主任、当該ホームルーム担任、当該部活動顧問、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、外部の専門家 等

## (2) 役割・業務

本委員会は次の役割を担い、それを遂行するための業務を行う。

### ア 本いじめ防止基本方針の策定及び見直し

本基本方針を定期的に検証し、必要に応じて修正案を作成する。

### イ 本いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

各取組が計画通りに実施されるよう、進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。実施後の振り返り状況についても指導や助言を行う。

### ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

本基本方針の趣旨、学校の取組について、学校ホームページ等を利用して、生徒や保護者・地域への情報発信を行う。必要に応じて、生徒の意識啓発、意見聴取のための取組を企画する。

### エ 個別相談の受け入れ及びその集約

面談等の進捗状況の把握や相談事例の集約を行う。また、いじめに関する相談を受け入れる。本委員長は、事案の内容に応じて本委員会の招集を求める。

### オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

教職員が気づいた生徒に関する情報を集約する。本委員長は、事案の内容に応じて本委員会の招集を求める。

### カ 発見されたいじめ事案への対応

上記のエやオによって招集された本委員会では、該当事案に対する事実確認を行い、今後の対応の原案を策定する。さらに、職員会議で決定された対応を実行する主体となる。

### キ 重大事項への対応

重大事態が起きた場合の対応は、校長の指示のもと第6章の手順に従い静岡県教育委員会の判断に応じて行動する。

## 第3章 いじめの防止

### (1) 未然防止のための対策

#### ア 道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

#### イ 生徒の自主的な活動の場の設定

ホームルーム活動や自治会活動を通じて、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

#### ウ 人間関係づくり

ホームルーム活動を中心に、生徒同士が互いのことを認め合ったり、心の繋がりを感じたりすることで、生徒が自己有用感を感じ取れる場づくりのために組織的・計画的な働きかけを行う。

#### エ 保護者との連携と啓発

生徒の様子等について保護者との情報共有を密にし、様々な場面での早期対応が可能な体制を整える。保護者会、PTA支部会等を通じていじめ防止等に関する保護者の意識啓発を図る。

#### オ 教職員の研修等

事例検討などの職員研修を計画的に実施する。

(2) 対策の検証・評価

年度の終わりには、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。また、学校自己評価の評価項目の一つとする。

(3) いじめの防止に関する年間計画

月	内 容	(1)の対策項目
4	人間関係づくりLHR	ウ
4～7	1年生3分間カウンセリング	イ、ウ
5	職員研修(QUアンケート活用)	オ
	(「心の教育」クラス懇談会)	エ
	クラス旗制作	ウ
6	QUアンケート	イ、ウ
7	職員研修(アンケート結果分析と情報共有)	オ
	三者面談	エ
10	遠足	ウ
2学期	1年保育体験実習	ア、イ、ウ
3	職員研修(当該年度の事例検討)	オ
3年毎	思春期講座	ア

第4章 いじめの早期発見

(1) 早期発見のための措置

ア 実態把握のための措置

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査、面接等を行い、生徒の実態把握に努める。

イ 相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家の協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。

いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域と連携し、いじめを受けた生徒や報告した生徒の立場を守ることに配慮する。

(2) いじめの早期発見に関する年間計画

月	内 容	(1)の対策項目
4	校内相談窓口の通知	イ
4	面接週間	ア
4～7	1年生3分間カウンセリング	ア、イ
5	職員研修(QUアンケート活用)	オ
6	いじめに関する調査	ア
7	三者面談	ア、イ
9	面接週間	ア
学期毎	「安心安全な学校づくり」アンケート	ア

## 第5章 いじめに関する措置

### (1) 早期の事実確認

いじめに関する相談や報告があったり、生徒がいじめを受けていると思われたりする情報があった場合は、早期に事実関係の聴取により事実確認を行う。また、いじめが確認された場合は、速やかに静岡県教育委員会に報告を行う。

### (2) 組織的な対応

いじめが確認された場合は、いじめ防止対策委員会を中心に学校として組織的に解決及び再発防止に向けて取り組む。また、必要に応じて外部機関の協力を得ながら、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援を行い、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導と助言を継続的に行う。

### (3) 被害生徒に対する支援

いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるように、いじめた生徒への指導をとおして、教育環境の確保を図る。いじめられた生徒に対しては卒業まで 定期的な声掛け等を通して注意を払う。

### (4) 加害生徒への指導

いじめた生徒は、当該生徒が抱える問題などに配慮しつつ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導を行う。さらに、教育上必要があると認める場合には、いじめた生徒に懲戒を加えることもある。

### (5) 保護者への対応

いじめられた生徒の保護者には、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝え、継続的に事案に関して判明した情報を適切に提供し、学校と家庭が協力して当該生徒を見守る体制をつくる。

いじめた生徒の保護者には、事実関係を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解を得るとともに、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言を行う。

### (6) 関係機関との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携だけでは十分な対応ができない、解決に向けて状況が変わらないなどの場合には、警察、児童相談所などの各種相談機関、医療機関、人権啓発センターや 法務局などの関係諸機関と速やかに連携しながら対処する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察 に通報し、適切な援助を求める。

### (7) 関係する集団への指導及び支援

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるため、臨時のホームルームでの話し合いや集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

## 第6章 重大事態への対処

### (1) 重大事態について

重大事態とは次のような場合をいう。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・生徒が精神性の疾患を発症した場合
- ・生徒が身体に重大な障害を負った場合
- ・生徒が金銭を奪い取られた場合 等

イ 生徒の欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

### (2) 静岡県教育委員会への報告

重大事態が発生した場合には、直ちに静岡県教育委員会に報告する。

### (3) 調査組織による調査

静岡県教育委員会の判断のもと、校長は速やかにいじめ防止対策委員会を招集し、事態への対処や同種の事態防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。なお、いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の尊厳を保持しながら、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

### (4) 被害生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

### (5) 報道対応

報道対応では、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

原則として、教頭が対応する。